

はじめに

本資料集は敗戦直後から昭和33年5月2日に成立した「職業訓練法」が7月1日に施行されるまでの職業訓練関係資料をまとめたものである。ただ、本資料集に表れる「都道府県」という用語には今日とは異なる限定がある。それは、この時期は沖縄県は未だ米国の統治下に置かれていたために、その対象には入っていないことである。従って、沖縄県に於いては本資料集は該当しないことを考慮しなければならない。沖縄県は本資料集よりもより困難な状況であったろうことに思いを馳せねばならないと言える。

右のように、この時期の前半（'51・9・8対日平和条約締結以前）は連合国最高司令官総司令部（GHQ）の占領下であり、実質的にはその執行機関を構成したアメリカの政治理念で施策されていた面を見逃せない。このことは、アメリカ職員の観念がわが国に影響を及ぼしている筈であることを考慮しなければならないことを意味している。そして、その観念は平和条約締結以降にもわが国の政策に波及していることが推測されることである。

さて、新「日本国憲法」の下での行政が始まるまでは戦前の法体系により運営されていた。公共職業補導は「職業紹介法」、企業内訓練は「工場法施行令」の「徒弟」条項である。これらの旧法は「職業安定法」〔四—二—一〕と「労働基準法」〔四—三—一〕の成立で廃止された。なお、企業内訓練の場合、戦時下においては実体的には「工場法施行令」よりも「工場事業場技能者養成令」によりわが国の企業内訓練は運営されていたと言えるが、同令は戦後（昭20・10・11）に廃止された。

戦後は狭小し、荒廃した国土に復員軍人、引き揚げ者等と大量の失業者があふれ、国の最も重要な施策が失業者対策であり、そのために公共職業補導が重視された。それは戦前の軍需産業を支援する職種から衣食住をまかなう職種に転換され施策された。一方、工場は壊滅状態であつ

たので、戦禍の影響が少なく、外貨獲得の旨もある伝統産業職種から整備された。

やがて、隣国で発生した朝鮮戦争（'50・6・25）対策とした米軍の「特別需要」〃特需〃を引き金として国内の経済が回復基調に乗ると、職業訓練の職種は公共、企業とも重工業関係職種へと転換する。

その後の経済成長により、学校教育への国民の期待も次第に高まり、職業訓練受講者と対策のあり方も変化してくる。公共職業補導では当初は失業者を対象としていたが、新規中学校卒業者を対象に技能者養成が期待され、受講対象者としては企業内訓練との類似性が生じる。こうして、経済成長による産業界の要望と受講者の変化に合わせた施策が必要となる。

このような過程で公共職業補導と企業内訓練との連繋が認識されるようになり、次第に「職業訓練」の言葉も使用される。そして両者を統合する「職業訓練法」〔四—五—一〕制定の機運が起こる。本資料集はこのような戦後直後より「職業訓練法」が制定されるまでの過程の資料を提供する。

なお、本資料集の資料と、既に刊行されている各種の資料集における同一の資料との差異がある箇所は、本資料集では可能な限り原典、あるいは原典に近い資料からの忠実な転載を原則とした事による。

一、本資料集の構成

まず、本資料集の構成と編集方針について素描する。

第I編のGHQ勸告・「日本国憲法」関連資料編は、戦後わが国の様々な政策の根幹ともなるGHQの命令・勸告・指示等と「日本国憲法」の制定過程における労働問題、職業訓練問題に関連した事項を取り上げている。

わが国は戦後から、サンフランシスコ平和条約締結まではアメリカの間接統治下にあり、そのGHQの指令等の中に労働問題としての職業訓練に関する施策も包含される。つまり、職業訓練もGHQによるわが国

の民主化政策の承認の下で進められたと言える。

ここで、GHQの担当官は、英語によりコミュニケーションを取っていたはずであり、その時の用語の概念を検討することが必要となる。例えば、GHQ文書の職業訓練に関しては、日本人の感覚とは異なる整理があることが分かる。それは徒弟制度に傾斜しているものと、公共職業補導を中心に解説する資料の両者に分かれる。

例えば、初期の「労働諮問委員会最終報告書」(一一一五)は徒弟制度についての解説は詳しいが、公共職業補導については論じられていない。ここには、何か職業訓練に関する日米間の感覚の差異があるように思われる。そこで、GHQの勧告等の指示文書だけではなく、労働問題に関する日本統治の方針を知る必要がある。このため、GHQが纏めた『労働課便覧』を全訳し、「Vocational Training」が説明されている章を掲載した(一一二一)。

『労働課便覧』の「Vocational Training」の指針が記されている章は、「労働力と雇用」の章であるが、この章は「職業安定法」関係の業務についてであり、わが国の公共職業補導について解説されていることになる。それは殆どすでに施策されていると言える。ただ、この職業訓練に関連する指針を見ると、雇用問題におけるGHQの職業訓練に対する考え方が分かり、後に紹介するわが国の職業訓練に対する観念との齟齬が垣間見られる。

なお、同便覧での企業内訓練についての指針は「労働基準法」に関する「賃金及び労働条件」の章に節として「労働基準」があり、この中に「Apprentice ship」についての規程や基準を整備すべしと簡単に記しているのみである。これらもすでに便覧の刊行時には施行されているものである。このことは、GHQの対日労働政策は、公共職業補導を技能者養成よりも重視していたと言える。

「日本国憲法」に関しては、マッカーサー草案については国民の権利、義務条項の中の労働関連条項と教育関連条項を、また特に重視すべき日本人起草の憲法草案を紹介した。その中で、GHQは日本人が起草した憲法改正案の中で憲法研究会の最終案である「憲法草案要綱」(一一一六)

のみを唯一参考にしたので、この「憲法草案要綱」が完成するまでの案の経過を掲載した。

ちなみに、「憲法改正案要綱」では「戦争」の文字が忌避されていたため、後の各種の研究者から「平和憲法草案」との評価があるが、同時に同案は「教育」の文字が忌避され、労働問題が重視された草案であった(一一一五)ことに注目すべきと思われる。

第II編の閣議・次官会議決定、審議会・民間団体の答申・建議編は、政策の方向を定める建議・意見等を整理した。その第一は閣議及び次官会議の決定等であり、第二は審議会等の答申・建議であり、三つ目は民間団体の意見・具申である。これ等はその後の政策に大きな影響を及ぼしたと思われる。

この中にこれまで余り公開されていなかった、日本経営者団体連合会(二一六六)、日本商工会議所(二一三九)、東京商工会議所(二一七八)の建議等を転載することができ、経営者側の職業訓練に対する見解をやや詳しく知ることも可能になった。

本編には、右の類に極めて近い、国会に提案した法律の趣旨についての政府の説明も入れた。「労働基準法」の国会提案説明(二一一六)では、特に新憲法の第二十七条第二項に基づいていること、「職業安定法」の国会提案説明(二一二二)では、憲法の職業選択の自由を保障する為であること、「職業訓練法」の国会提案説明(二一九〇)では、経済の興隆と労働者の自立のためである事等が表明されているが、憲法との関係の説明はなかった。

「労働基準法」で注目すべきは新憲法では「勤労の権利」となっていたが、検討が始まった当初の案は「労働保護法」であり(昭21・3・13)、最後は「勤労基準法」ではなく、「労働基準法」との名称を付していることである。

なお、その後の政策を左右する極めて重要だと思われる起案文や雑誌記事もここに掲げた。その第一は、職業安定局が昭和22年に起草した職業補導事業の拡充計画(二一二〇)である。この案には後の総合職業補

導所、及び失業保険制度も提起されており、公共職業補導事業の政策を知る上で参考になると考える。これは時期的に見て、「職業安定法」制定を見越した職業補導事業に関する認識の共通化のための案であったと推測される。

第二は、『職業安定広報』の昭和26年10月号に掲載された「経済興隆策を中心とする職業補導事業の転換」〔二一四六〕である。この論は、新たな対策としての「職業補導の根本方針」を6点示していた。その中で最も大きな「根本方針」は訓練の対象者を失業者から新規中学校卒業者に転換した事であろう。これは「職業安定法」の理念とは逸れる方針を示していると言え、重要な政策転換が示されたことを示している。

右の論文以降、新規学校卒業者を対象者とした公共職業訓練が、高度経済成長策の下で転職者訓練が重視されるまで推進されることになる。

この方針により、この論文に代わる審議会の建議等が出されない下で、法令の訂正も無く、公共職業補導の実態が技能者養成策に移行していくのである。法令の改正なしで行った「職業補導の根本方針」の設定は極めて重要であると言える。この方針による公共職業補導所の実態と法令との齟齬を解消することが「職業訓練法」の制定であったとも言える。

第三は、『職業安定広報』臨時増刊号（昭28・10）に掲載された「職業訓練の現況と問題点」〔二一五七〕である。本論はタイトルのように、「職業訓練」の用語を用い、ILOの戦前（'39・6・27）の「職業訓練に関する勧告」に示された概念により学校教育をも含めた体系で整理して、その後の「職業訓練」の改革課題を示している。さらに、「職業訓練の現状と問題点」〔二一八六〕では、同じような立場で社会における技能者養成への要望に応えるように施策のあり方を示している。

また、職業訓練の営みは教育との関係が密接であるので、特に重要な教育と関連する事項を紹介している。このことは、GHQの施政下で顕著であり、これらの関係を繙く課題が残っている。例えば教育刷新委員会の第一三回建議〔二一三三〕がある。ここで提起された技能者養成等の受講者に大学進学のカレッジとを与えよ、との建議は残念ながら文部省より拒絶される（佐々木第二巻参照）が、職業訓練と教育との関係を

考察するときの検討すべき重要理念の一つと言える。

ところが、景気的好循環を迎え、技能者養成工の定時制高校への通学問題を指摘にした経済界からの要望〔二一七六〕等に応え、文部省は「学校教育法」を改正し、技能連携制度が昭和36年に規定される〔四一―一五〕。これは本資料集の期間の範囲を超えるが、職業訓練にとって重要と考え例外的に掲載した。ちなみに、この制度のスタンスは、先に紹介した教育刷新委員会が建議した理念とは全く異なると言える。

第Ⅲ編の行政組織編は、行政組織及び審議会等の改廃や、その組織について規定した法令・規則が含まれる。これらは組織の構成、業務内容を整理・明記している。

戦後初期の職業訓練に関する行政は戦前から続く厚生省が担っていた。そして労働省〔三一―一七〕が厚生省から独立して設立された事で職業訓練の運営がより明確になった。このことによって、職業訓練の施策も更に充実することになる。

しかし、戦後初期の組織規程は法令になっておらず、また、施行日と公布日が大きく異なっている場合が多く、これまでの資料では混乱を来していたが、本資料集ではこれを官報によって公布日に統一して明確にした。なお、施行日はそれぞれの規程に記されている。

また、組織規程が法令になっても、その種類が時代と共に変化するので注意が必要である。

組織としては補導課の設置がいち早く規定され〔三一―二〕、公共職業補導の行政は戦後直後より活発に始まった。

なお、「職業安定法」下の公共職業補導所の設立は都道府県知事であったが、これとは別の総合職業補導所が設置されるようになる。それは「職業安定法」の改正〔四一―二三〕により、労働大臣が公共職業補導所を設置することができると規定したことにより始まる。この規定を用いて結核回復者のための兵庫公共職業補導所が設置〔三一―四一〕されている。これは後に兵庫総合職業補導所になっているが、同所の設置は総合職業補導所のモデル補導所となったと推測される。

この新たに福祉施設として設立した総合職業補導所は当初都道府県に運営を委託した。例えば、神奈川県との委託契約「五一―二―五六」によって労働省との関係が読み取れる。同様な契約を各県と労働省は取り交わしたことが推測される。

総合職業補導所は具体的には、最初に昭和29年4月13日に啓成会総合職業補導所が設置され「三一―四六」た。なお、総合職業補導所の設置については、最初の啓成会のみを資料に挙げ、以降の設置は年表に記すだけにしている。

この後各地に設置された総合職業補導所は、労働福祉事業団に都道府県から移管された「三一―五九」・「三一―六一」。この段階で、啓成会総合職業補導所と江東及び八王子総合職業補導所は独立したり、東京都に移管されている「三一―五九」。

一方、先述のように、技能者養成の行政は遅れて始まった。

企業内訓練である技能者養成の行政の本格的推進は、技能課が鉱山課を変更して設置された昭和24年6月になる「三一―三五」。「技能者養成規程」の制定「四―三―二」から二年後であり、行政としての取り組みが遅れたように思われるが、産業界の戦後の活性化がこの頃から本格化したと言えるのかも知れない。

ただ、昭和31年の労働省の組織改正「三一―五四」に合わせ、技能課は給与課と合体されて福利課になった。この展開は、「職業訓練」制度への改編において、産業振興が課題となった時期の技能者養成の企業内訓練の位置づけが行政としては低下したと言える。この根拠は明確では無いが、次に述べる技能者養成に関する「監督行政」から民間への移譲を意味するのも知れない。

そして、「職業訓練法」の制定に向けての職業訓練関係部署の設置の端緒は昭和32年1月17日に労働大臣官房に職業訓練審議室を設置したことに始まる。以後、法の制定に向けての活動が始まる。

なお、本編に関する研究として、「職業訓練関係行政組織の再発足」（佐々木輝雄職業教育論集第三巻所収）もご参照されたい。

第IV編の法令編は、一般労務関係、公共職業補導関係、技能者養成関係及びTWI（監督者訓練）に分けて掲載している。また、参考までに、成立時の「職業訓練法」と関係法令を纏めて掲載した。

なお、職業訓練に関係ある特に重要な学校教育関係の法令も一般労務関係に含めて掲載している。

ところで、戦中の公共職業補導は昭和13年の「職業紹介法」で運営されていたが、次第に軍事体制に組み込まれ、「機械工補導所」とも呼ばれるようになり、重工業関係職種が中心であった。戦後は戦後復興のための衣食住を重視した職種で再発足したが、「職業紹介法」は「職業安定法」に改正されて戦後の新たな体制の基本法となった。なお、GHQは「職業安定法」の制定を好意的に評価していた「一一―一八」ことが注目される。職業補導の具体的な指示は主に通牒で行なっており、法令では大まかな施策に止まっていた。

一方、企業内訓練を管轄したのは昭和14年に交付された「工場事業場技能者養成令」であるが、これは「国家総動員法」（昭13年）の第22条に基づいていた。戦後「国家総動員法」は昭和20年12月20日に、「工場事業場技能者養成令」は10月11日に廃止される。そのため、大正5年に公布された「工場法施行令」の「徒弟」条項が「復活」することになった。ただし、企業の実態は訓練をする余裕はなく、施策は遅れて始まる。

法令の資料に見るように、企業内訓練の関係法令は多く、企業側から「監督行政」との批判が出た所かも知れない。

技能者養成は実体的には欧米の徒弟制度であり、GHQの「民主化政策」と企業側の徒弟制存続要望の狭間で、日本政府もその施策に戸惑っていたのではないかと推測される。そこには、「徒弟制」は封建的だ、との日本人独特の観念が災いしているようでもある。

そのことは「労働基準法」の議論の過程に現れている。つまり、技能者養成のタイトルの変転である。詳しくは木村力雄の『規定』に委ねるが、労働組合側の徒弟制反対と事業主側の存続希望の狭間に立ち、徒弟制は封建的であるという日本人的観念も手伝い、GHQの「民主化政策」を付度しつつ審議していることが垣間見られるのである。例えば、

最終的には69条になるが最初のタイトルは「徒弟使用者の制限」(昭21・5・10)であったのが、「所謂徒弟の禁止」(8・6)、「徒弟の禁止」(11・20)、「徒弟の弊害排除」(昭22・2・22)となつていくように、条文の変化は無くともタイトルが大きな変化をしている。特に最後の変更は、2・1スト禁止命令後の閣議で行われたが、GHQの労働政策の変化をみての変更であるように感じるのは説者のみであろうか。

そのような中で、技能者養成関係の法令案として、案文を何度も検討しながら法令として制定されていない技能検定に関する案(四―三―二〇)がある。これらの案が何故に成立しなかったのか、については原資料に添付されていず不明である。

監督者訓練関係は、「職業安定法施行規則」の改正により行われた。具体的には公共職業補導中の「職場補導」を改正して昭和25年4月に始まった「四―四―一」。

最後に、公共職業補導と企業内技能者養成を統合した「職業訓練法」がどのような体系になったかを見るために職業訓練関係法令を掲げた。

第V編の通牒・通達編は一般労務関係、公共職業補導関係、技能者養成関係及びTWI(監督者訓練)に分けて掲載している。なお、職業訓練と重要な関連がある学校教育関係の通達についても一般労務関係に掲載している。

特に、現存している通牒・通達が少ない下、公共職業補導所関係では神奈川県が纏めていた『職業訓練関係例規通達類集』及び『職業訓練関係通達ちよう綴り』は極めて貴重な資料集であった。神奈川県には身体障害者職業補導所及び総合職業補導所が設置され、これ等の補導所に関する本省とのやりとりも少なくなく、参考になる。また、転載資料として労働省発信の通達のみでなく、神奈川県労働部長から県下の各施設長宛に発せられている通達も転載したが、これらも本省の指示に関連して出されているはずであり、同様な指示は各都道府県でも行われていたと思われる、当時の実態を明らかに出来る。

さらに、政府の政策との整合性に関して県レベルの施策を知る為に、

関連する神奈川県条例等をも特別に転載した。このことにより、これまで明らかでなかった職業訓練と学校教育制度との関係も後述するように明らかにすることができた。

また、労働福祉事業団が総合職業補導所を管轄した昭和32年以降の同事業団の主要な関連通達も掲載した。

なお、職業訓練の運営が各種の論文等でその方向が示される場合がある。それは、先にも紹介した雑誌の論文であり、通達に相当する極めて重要な論文(五―二―三二)等を通達編に収めた。

本編には、特異な発展を示した監督者訓練(TWI)についても纏めている。ちなみに、TWIは"Training Within Industry"の略であるが、これが何故に「監督者訓練」ということは、TWIの次に有った"for Supervisor"が省略されていたのである。この規定化の端緒は昭和二十四年の「職業安定法」の改正(四―二―三)により「補導員」を設置して監督者訓練の推進であった。

なお、監督者訓練は主として事業所・企業の現場監督者に対する訓練であったため、行政の指示によるその効率化を図る事が考えられたと思われる。すなわち、下達制度が今日のように整備されていなかった当時、直接雑誌に公開することによる広報は企業への浸透として有効であったと考えられる。そのため、『TWI研究』誌には通達の意味を含むような貴重な論文が掲載されているが、これらをこの通達編に再掲した。

第VI編の国際的宣言・勧告編は、国連、ILO及びユネスコの条約・勧告等を掲げた。わが国も先進国へ進むためには国際的な基準を満たすべく、当然ながら職業訓練の分野でも様々な国際規定を充足する施策を検討して来た。しかしながら、職業訓練に関するわが国と国際的な観念には差異があることを理解しておかねばならない。

一つは、わが国の公共職業訓練のような観念が欧米では無いと言うか、極めて薄いと云えることである。その為、国際的な規定ではわが国の公共職業訓練の施策が明確に表れない。このわが国との差異は、国際的には職業訓練が労働権として位置づけられているためであり、例えば、失

業者の労働権を保障することは当然であるからであろう。ところが、わが国の公共職業訓練は障がい者や失業者対策としての社会事業、ないしは福祉事業として整備、発展してきた経緯との差異と推測される。

他面では国際的な職業訓練とは徒弟制度を指す事が多いことである。このことは欧米では徒弟制度が現代においても機能しているのであり、その徒弟制度は学校教育との連繋が整備されている特色がある。また、わが国での事業内技能者養成が新入社員であることに対し、欧米では訓練の受講者が就職希望者であることもわが国との大きな差違であると言える。つまり、その修了生は訓練を受けた企業に限らず、他の企業に就職することが可能である。

ここで、「世界人権宣言」(六一三)は永井憲一監修の資料集からの転載であることを付言しておかねばならない。その理由は同宣言の英語文「the right to education」を「教育を受ける権利」ではなく「教育への権利」と訳している唯一の資料集であるからである。この訳の妥当性は、次に「職業訓練」の使用過程」で述べるように、「education」の概念と伴に、「vocational training」との関係をどのように理解するかという点において重要であり、本資料集ではこの面からも永井の資料集の翻訳が有効と考えこれを借用した。

なお、原文が英文の『勧告』等は総て横組みに統一した。そのため、原資料の漢数字は算用数字に変換した。

本編では、本資料集の編集対象時期を超えているが、極めて職業訓練の理解に重要な関係のあるユネスコの技術教育に関する勧告(六一八)を掲載した。ユネスコの勧告においてもILOの勧告と同様な職業訓練の位置づけを行っていることが分かる。

第七編の統計編は、学校卒業者の統計と労働問題の基本的統計、公共職業補導関係、技能者養成関係及び監督者訓練関係に分けている。

当時の職業訓練関係は、『学校基本調査報告書』のような基本調査が定まっていなかったため、公開の様式もいろいろと多様であるが、特徴的な資料を選択して掲載した。これらも並べて見ると当時の職業訓練の実態

が垣間見られる。

戦後職業訓練関係年表は、掲載資料と合わせて関連する重要な項目も加味して並べた。なお、資料検索の便宜を図るために、掲載した資料には資料番号を付し、関連項目にも出典を付した。

本年表によって、社会の動きと職業訓練に関する事項の進行とそれらの関係を総合的に把握できると思われる。

資料索引は掲載した資料の名称を簡略化せずに並べた。

二、戦後職業訓練の状況

以下では、戦後の職業訓練に内包する課題、及び職業訓練を取り巻く課題についての特に重要な資料の関連性を簡単に素描する。

(1) 「職業訓練」の使用過程

先ず、「職業訓練法」の制定過程を解明する前に、そもそも「職業訓練」の用語が何故に使用されたのか、の疑問を解かねばならない。なぜなら、法令はいきなり制定されることはなく、その前兆があったはずである。この時期までは公共では「職業補導」であり、事業所内では「技能者養成」または「徒弟制」だったが、そのような中で、「職業訓練」がどのように使用されてきたかの過程を本資料集に紹介した資料によって解明する。その前に、「職業訓練」は「職業」と「訓練」との複合語であり、この要素の言葉を見なければならぬ。それらの意のわが国での用語は、「なりわい(生業)」と「ならず(慣らす)」であった。

「職業」は既に明治より広く使用されていたが、職業に関連して「訓練」が使用された最初は、満州事変が長引く中で、働く意欲を無くした失業者を労働力として利用するために昭和11年に設立した「失業者更生訓練施設」である。ここでは、体力を付けるための労働作業と精神訓練を厳格に服させていた。

さらに昭和17年には勤労働員体制の一貫として国民勤労訓練所が、翌年

には地方勤労訓練所が設立された。ここでは「精神訓練」を重視し、体操、教練、各種作業（タガネ打、農耕等）、勤労作業等により身体的錬成を行っていた。これらの勤労訓練所も戦後は職業補導所として再発足した施設もある。

戦後は、失業者更生訓練施設に類似した「失業者特別指導訓練」が施策され（二一六〇）、精神訓練は無いが、土木作業、ほ装作業、コンクリート作業、石割作業等に関する訓練を実施していた（五一―一五二）。また、「訓練」を用いた用語として、「作業訓練」が用いられていた。これは「職業補導の手引」（五一―二一六）に詳しいが、いわゆる授産所的な共同作業施設に行われた職業訓練であるといえる。

さらに、日経連も失業緩和策として「技能再訓練」を用いた（二一六）ように、産業界では「訓練」が利用されていたようである。

さて、「職業訓練」の用語は戦前の一九三九年にILOが採択した“Recommendation concerning Vocational Training”を「職業訓練ニ関スル勧告」と訳して『労働時報』に紹介したことが最初であろう。わが国では「徒弟」養成、「技能者養成」又は「職業補導」が使用されていた時代であった。

戦後は、昭和20年10月27日に改正された「厚生省官制」において勤労局の業務の一つとして「職業訓練」を記していた（三一―二）ことが初出のようである。これはILOの「職業訓練」をイメージしたのかも知れないが、実態は職業補導であったはずであり、そのため、翌年の厚生省分課規程では「職業訓練」は消えていた（三一―八）。

戦後復興としての産業振興のためには人材の養成が必須であるが、わが国では戦前まで現場監督者の養成方法が無かったこともあり、GHQの援助の下にTWIを導入し、これを監督者訓練として普及を始めたことが職業に関する「訓練」の使用が定着したとも言える。その監督者訓練を職業安定局は『職業通信』に「職業訓練の新分野」として紹介した（昭23・9・15）ことが、「職業訓練」の最初の使用と言える。ここで注目すべきは、この段階で既に監督者訓練は職業訓練の一分野であることを表明し、「職業訓練」の用語はより広汎な分野を包含している認識

を示唆していたことである。

そして、GHQが纏めた『労働課便覧』（一一―二一）の中で、“vocational training”が位置づけられた。この語はGHQ担当官が日本側官僚と折衝するコミュニケーションで利用した筈であり、昭和24年頃には日本側官僚はこれを「職業訓練」と解して労働省内で使用するようになった事が監督者訓練の紹介から推測される。ただ、同便覧の職業訓練の内容については日本の公共職業補導についての整理が主であった。

ここで、同便覧を理解すると、職業訓練を考察するとき、“Education”の概念も併せて検討すべきことが重要と言える。

例えば、同便覧は「職業訓練プログラムを開始するもう一つの同じく重要な理由は、働く権利、能力に応じた教育を受ける権利、職業を選択する権利など、憲法に定められた民主的概念の一部に命を吹き込むことであった。」としているように、新憲法が規定する教育、労働、職業選択等の国民の権利は職業訓練によって完結すると整理していることに表れている。これは、シェイが、「教育基本法」の折衝の過程で「教育は、人間を特別な職業の訓練に適合させながら、その職業の枠内で優れた個人的、社会的生活を達成させ易くする精神、意思、感情について修養を分かち与えることを目的とする。」と提言した（'46・12・5）説明と類似した観念だと言える。

右のように、GHQの提言では職業訓練を考察するとき“Education”の概念も検討されるべきことが重要となることを示している。

また、'49年9月に「職業補導会議」を行ったと『ILO』は紹介しているが、国際的に「職業補導」の言葉はなく、日本側の意識であろう。ただ、翌年6月に労働課長エーミスは同第33回総会でヒプラーと同じテーマで報告したが、同報告では「職業訓練」は公共職業補導制度についてであり、ここでの「公共職業補導所」とは、原文では“public vocational training centers”であったように（二一―二二）、GHQ側も日本側との折衝で職業補導を職業訓練と理解するようになっていた可能性が高い。

なお『労働課便覧』では「労働力と雇用」の章においてTWIの情報提供について触れている。

このようなGHQとの折衝の結果だろうか、日本側でも言葉の変化が表れ、ILOがアジア地域を対象に行った「Working Party on Apprenticeship」を「職業訓練講習会」と紹介した(二一五五)。この「職業訓練」の使用は国際的状況を見た外務省の意識であったと考えられる。ここで、わが国での技能者養成・企業内訓練に対しても「職業訓練」が用いられるようになったと言える。このことは、この頃になると政府内において「職業訓練」の用語が公共職業補導、事業内技能者養成の両者に対して違和感なく使用されていたことが推測される。

また、ILO東京支局が「成人職業補導勧告案」と紹介した(昭25・9)ILO勧告第88号(六一四)の原文は「Vocational Training (Adults) Recommendation」であったが、後に翻訳刊行した『勧告』集では「職業訓練」としていた。このことは、「vocational training」を最初は「職業補導」と理解したが、定義としては「職業訓練」を用いた(54・5・31)ことを示している。

これらのように、用語の相互理解が進み、「技能者養成」を担当していた労働基準局も、昭和26年6月には技能者を確保する意義を「技能訓練」の言葉で説明した。さらに、このことは強く意識され、昭和31年10月1日には「職業訓練における技能者養成の立場」と解説したのである。このような整理は、昭和28年10月の『職業安定広報』の特集「職業訓練の現況と問題点」(二一五七)に結集されていた。注目すべきは、GHQの各種文書では「Vocational Training」の定義に学校は入っていないかったが、『職業安定広報』の論文の「職業訓練」には先のILOの定義とも言える学校を含めた概念図であったことである。

そして、「総合職業補導所の運営要領」では「職業訓練」の用語でその後の職業訓練の業務を整理して(五一―一六三)、新たな業務を構想していた。

以上のように、様々な人材育成の制度をILOの「Vocational Training」の定義に合わせ「職業訓練」の用語に統一しようとの認識が次第に労働省内、さらに政府内で醸成されていたと推測される。そして、昭和32年8月27日の臨時職業訓練制度審議会の設置に進んだと言える。

ここで付言すれば、渋谷も『解説』で記しているように、「Vocation」は「天職・天稟」の意があったことが顧みられなかったのは残念であった。

ところで用語として検討すべきこととして、「職業訓練法」以後は「教育」の文字は職業訓練関係法令には使用されていなかったが、この時期には教育と共に関連する様々な用語が使用されていることである。職業訓練の実態は教育と近い関係として捉えられていたと言える。

「Education」の概念から当然なことであるが、米国外務省報告書は、日本の民主主義を保証するために熟練した労働者が重要だとしていた(一一一一)。この理念を受けたのか、「教育基本法」は第7条に、勤労の場所において行われる教育は奨励されなければならないを規定(四一一―四)した。そして、職業教育並びに職業指導委員会が「各種工業に於ける見習い工教育計画基準案」を具申(二一一一)した。

また、後に紹介するように「職業安定法」は職業補導所として学校教育法適用の各種学校を指定したのである。

ちなみに、「教育訓練」なる言葉は、日経連が昭和25年5月に使用した(二一三七)のが最初のものである。(例外として、昭和25年4月14日に「教育訓練」が記された施設が卒業式を行っている。)やがて、昭和三五年に経済審議会が答申した「国民所得倍增計画」によって公的に「教育訓練」は規定され、昭和49年の「雇用保険法」で利用されることになる。

このようなわが国の状況に関連して、「Education」の訳をどのように理解するのか、と言うことが課題となる。同時にそれは、「Training」との関係とも係わる。このことは、英英辞典でみると両者が極めて密接に関係する概念で説明されているからである。わが国の国語辞典では「教育」と「訓練」とは全く別物のように定義されていることは大きな差異である。

なお、本資料集の目的からは逸れるが、長谷川平蔵が佃島で始めた囚人の社会復帰支援のための「人足寄場」事業(一七九〇年)は刑務所における刑務作業として近代化以降も引き継がれていた。戦後はその指導

は職業補導と呼ばれていたが、次第に刑務作業に関する雑誌論文等では「職業訓練」も使用されるようになった。そして、受刑者に対する職業訓練を適正、組織的に実施するため、訓練の内容方法を規定した「受刑者職業訓練規則」が法務大臣訓令（昭31・3・17）により制定された。この規則が戦後の法令で「職業訓練」が使用された嚆矢と言える。

また、調達庁長官が駐留軍施設の労働者へ実施する職業訓練の規定を作成した（昭32・10・23）のが二番目かも知れない。

この様な整理をすれば、「職業訓練」の公的利用は「職業訓練法」が三番目ということになる。

以上のような「職業訓練」用語の関係者への滲透と併せて、次に素描する職業訓練関連業務が進められた事になる。

(2) G H Qの指令・指示

戦後初期はG H Qの間接統治下による施策が講じられていた。その政策の方針としてG H Qが整理したものと云える『労働課便覧』により、当時のアメリカの政策を理解出来る。労働政策としての職業訓練もその中にあるのは当然である。

ただ、『労働課便覧』での「職業訓練」は前述のように公共職業補導についての解説に偏し、企業内訓練についてはT W Iについての解説は少しあるが、技能者養成については「徒弟制」の言葉でプログラムの監督を強化するように指針を記していただけである。

なお、徒弟制の戦前の実態への批判的見解が提起された（「一一一五」）が、これは伝統産業における旧態への批判だと思われる。即ち、戦時下では「工場事業場技能者養成令」で統率されていたし、戦後の実態は企業内訓練はほとんど運営されていなかったと言えるからである。

しかし、経済科学局が「労使協議会雇用部会」を開催（昭24・1・28）し、「不足している技能者の積極的養成に努力することが日本産業復興の鍵である。」と述べ、職業補導事業の積極化を指摘している。また「技能者の養成について……国家は……援助しなければならぬ。」と理解を示していた。（「一一二〇」）。

日本側には素直に理解しにくいこのようなG H Qの提言等を考慮して、日本側はG H Qの「民主化」政策の遂行という観念にとらわれ、G H Qへの付度が無かったか、気になる点がある。それは、アメリカには徒弟法が現存しており、G H Qは徒弟制に反対していた訳ではなかったにも関わらず、徒弟制度への批判という国内動向から技能者養成制度確立への過剰な気配りを感じられるからである。

特にわが国の技能者養成は欧米と比較したとき、形式は似ているが、制度として欧米とは全く異なるのでどのように考えるべきかその方策の設定に悩んだであろう。このことは後に紹介する「労働基準法」の技能者養成条項検討の紆余曲折に現れているのではないかと思われる。

ただ、『労働課便覧』刊行以降もG H Qの技能者養成関係顧問が来日しており（'50・10）、対日指導が皆無だったとは言えない。また、労働省は昭和26年7月に『米国に於ける技能者養成の紹介』を翻訳出版している。この翻訳した資料集は徒弟制をはじめ各領域の代表的人物の論考を収集したものであり、その後、徒弟制度を含んでの議論がなされたと推測される。

とは言え、G H Qは相対的に日本の労働政策を好意的に見ていたようだ。例えば、ILO第32回総会（'49・6・30）で労働課長チェスター・W・ヒプラーは「日本における労働情勢に関する報告」を報告したが、労働行政全般にわたって好意的に報告している。

なお、ILOへの復帰にはG H Qの担当官もILO総会で援護しており、特に'50年の報告（「一一二二」）では極めて好意的に日本の労働事情を報告している。このことにより、わが国のILO復帰が促進されたと推測される。ただ、この報告での「職業訓練」は職業補導事業についてであり技能者養成については紹介されていなかった。

(3) 「日本国憲法」・案の職業訓練の位置づけ

わが国の憲法ではドイツの「基本法」のように職業訓練が規定されなかった。先ず、日本人が起草・提案した職業訓練に関連する憲法改革案を次に見てみよう。

政党案としては日本共産党の「技能を獲得する機会を保障される」、及び「仕事につく権利」、「失業の防止の保障」案（昭21・6・29）が職業訓練に少し近かった。

憲法改正案の中では、憲法研究会の第三次案が重要である。なぜなら、同研究会の最終案は、多様に出たわが国内の憲法改正案の中で、GHQが唯一参考にした案であるからである。同案では、「労働能力ヲ維持：…スルヲメ国家ハ適切ナル施策ヲナスヘシ」（一一五）を特に注目すべきである。同案は、「教育」の文字を忌避していたが、教育がなくとも、労働能力を習得するためにはその基礎となる学習は必要であり、それも併せて保障する、ということになるからである。そして、労働能力を習得することは正に職業訓練と言えるからである。

残念ながら、その他の憲法改正案で勤労権、労働権を記している案でも、職業訓練につながる用語を用いた提案は出ていない。

また、マッカーサー草案では、学問の自由と職業選択の自由が同じ条文中で同等に規定されていた（一一八）が、これは「日本国憲法草案」では分離され（一一一四）、両者が切り離されたことも、職業問題が学問と無関係とする後の風潮を派生することになった要因だと言えよう。なお、同案では働く権利が保障されていたが、職業訓練については明確で無かったらしいがあったと言える。

国会に出された政府の憲法案（一一一四）に対して、「勤労」を森戸辰男が批判した（昭21・7・30）ことは無視され、政府の憲法案では戦前の「勤労」が使用された（一一一六）。「勤労」は「労働」とは異なり、そこからは労働者の職業能力の習得の論理は発展しなかった。

ところで、「職業安定法」の制定は、憲法22条の「職業選択の自由」を保障するためであり、国会提案では公共職業補導はこの施策として位置づけられていたことが強調されていたこと（二一一二）は注目すべきと言えよう。

一方、「労働基準法」の国会提案では「新憲法は、その第27条第二項」に依っていることを明言し（二一一五）、技能者養成に関しては徒弟制の悪弊を廃して産業の必要性に應えること（二一一六）を明言している。

しかし、技能者養成が憲法27条の「勤労の権利」とどのように係わるのか明確で無いことが、其の後の職業訓練が発展しなかった一因かも知れない。

技能者養成が関係あるとすれば、第三項の「児童はこれを酷使してはならない。」であろう。なぜなら、戦前は「工場法施行令」の「徒弟」条項が、年少者である徒弟の保護のための規定であり、「工場法」を改正したのが「労働基準法」であり、労働者の保護の理念は継承されているからである。ただ、「児童」の言葉は中学校終了者には使用しないと思われ、児童は働けないはずであり、この仮説には矛盾もある。

このような職業訓練への不明確性は、憲法26条に「教育を受ける権利」が規定されたことによる教育への国民の信奉となつて、シェイが提起した“Education”観（46・12・5）とは異なる日本の教育観が醸成されたことと対照的だと言えるかも知れない。

残念ながら「世界人権宣言」は少し遅れる（48・12）ので、宣言を参考に出来ず、その規定のように職業訓練が労働権に明確に位置付かなかったことが悔やまれる。

なお、「職業訓練法」の国会提案（二一九〇）では憲法との関連についての説明はなかった。

(4) 社会・産業・技術の展開への対応

職業訓練は様々な問題に係わるが、先ず、社会の情勢に対して職業訓練が関わってきた課題を紹介したい。

戦禍による社会の壊滅状況から少しづつ脱出し始めるため、「失業」対策の言葉に「雇用」対策が盛り込まれる。先ずは昭和22年9月に新設された労働省職業安定局に雇用安定課を設置（三一二〇）すると、雇用安定課長は「職業補導の今後の問題」を訓示し（昭23・9・15）、翌月日本経営者団体は「雇用拡大並びに技能再訓練」（二一二六）の提言を発表した。

GHQは（昭24・1・28）「労使協議会雇用部会」を開催し「不足している技能者の積極的養成に努力することが日本産業復興の鍵である。」

と述べる〔一―二十〕。

具体的には、失業者の中でも最も困窮する人が障がい者であるが、最も緊要な対策として、身体障がい者の施策が講じられる。先ず、次官会議は官公庁への採用を申し合わせ（昭22・6・30）、暮れには職業安定について通達する。翌年（8・1）に『職業通信』に障がい者の職業補導が発表される。

この施策には福祉的観念も係わる。それは、神奈川県立厚生職業補導所〔五―二―一〕の所名が極めて象徴的である。この補導所は「職業安定法」で職業補導事業が確立する前に設立され、その内容を見るとその後設置される職業補導所と全く差違が無い。この施設は傷痍者職業補導所〔五―二―五〕として整備されたことが分かる。

国も戦前の傷痍軍人職業補導所を傷痍者職業補導所〔三―五〕と名を改めて展開したのであった。身体障害者公共職業補導所を東京、大阪、福岡に設置したのは昭和23年11月11日になるが、これは戦前から続く施設の認定という形式をとったものと言える。

さらに、「職業安定法」が制定され、「職業訓練法」下で統一的に規定された〔四―五―六〕。身体障害者職業補導所は、国が設置し、例えば神奈川県との契約書〔五―二―五九〕に見られるように都道府県に委託した。

このように、公共職業訓練は福祉的観点も強く、見方を変えればわが国の公共職業訓練は障がい者に対する職業訓練が一般失業者対策の職業訓練よりも速く成立していたことも関係があると言えよう。

また衆議院は、障がい者の保護を決議し（昭24・5・13）、その職業補導について座談会を行い（6・1）、「身体障害者福祉法」が制定され（12・26）、ILOの勧告〔六―四〕を受けると、身体障害者雇用促進協議会は労働大臣宛に「身体障害者職業更生援護対策要綱」を提出した（昭27・1・29）。閣議は身体障害者雇用促進中央協議会の設置を決議（4・1）し、4月14日に発足した。同協議会は政府に要望を提出する。

やがて職業安定局長は公共職業補導所の利用促進を通達し〔五―二―二七〕、一般の補導所での障がい者の職業補導も推進した。以後、専用

補導所の増設も進み、身体障害者職業補導所長会議を行い（昭28・11・6）、指導の充実のために記録を指示した〔五―二―四一〕。このように、障がい者に対する対策の整備は他の分野よりも速く、綿密に追求されたと言える。

併行して、失業者対策の公共職業補導が進んだが、日本経営者団体連盟も失業緩和策〔二―二六〕の提言や、失業対策委員会等に「失業対策に関する意見」を具申した〔二―三五〕ように、失業者対策が、経済界にとっても重要な対策であったことが窺える。

やがて、経済的復興を果たすと、失業対策審議会は総理大臣に「雇用・失業対策」について意見を提出〔二―六一〕（昭29・9・28）する。そして、翌年7月に総理は経済審議会に「経済自立と完全雇用」の施策を諮問した。さらに、閣議は12月に「完全雇用の達成」をめざした経済計画を樹てた〔二―七〇〕。ここに、公共職業補導においても技能労働者の育成が目指されたのだった。

このような社会の進展と併行して技術革新も進み、同時に技能も発展するが、此れ等の新技術・新技能に対応できる労働者、技能者が要望されるのは必然である。もちろん、労働者側も時代に遅れない知識、技術・技能の習得欲求が高まる。仕事の素養の習得を支援することが職業訓練の役割であるが、その施策として多用な制度・方法が求められることになる。

ただ、「失業」とは異なる概念が内包されている「転職」用語が登場する。それは昭和32年9月20日の「特需等連絡対策会議」であった。ここには行政の政策転換が労働者の失職をもたらすという政策的失業の意味が込められている。このような政策の転換がもたらす失業者のための職業訓練を「転職訓練」とする概念が明確になるのはやがて来る石炭鉱が整備される過程においてであった。

一方、産業の発展の為の職業訓練としては企業内の熟練工の養成が重要な課題である。しかし、「徒弟制度」への批判が労働組合や一般の社会に強く、新たな時代に合わせた技能者養成制度の必要性が、産業界からだけでなく労働組合の側からも要望される。

このための法令が「労働基準法」の下で整備された「技能者養成規程」である。ただ、この規程は英語では「Apprentice ship」と報告されていた。このためか、「技能者養成規程」審議の委員長だった末弘厳太郎は「新徒弟制度と呼ばれるべき」と解説している（昭23・11・30）ように、制度の実態についてGHQアメリカの制度と共鳴していたと言えるかも知れない。しかし、ヨーロッパでは訓練要望者を対象にしているのに対して、わが国では新入社員として雇用した社員に対する訓練だったことが最大の差違であった。

技能者養成策は政府にとっては中小企業支援としての課題でもあり、この対策の要望が東京商工会議所より出される（二一六四）。続けて日経連も支援の要望を提出する（二一六六）。

技能者養成はさらに産業界全般の発展の為に重要であり、日経連は「従業員の教育訓練について」を発表（二一三七）した。さらに、「技能者養成制度改正に関する意見」を提出（二一四八）し、技能者養成がより容易に実施できるように提言した。それは、「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」（二一七六）に連なり、教育訓練全般の中での位置づけとして要望される。

戦後復興をみて、昭和31年8月に「雇用安定法」の準備を経て、9月には「雇用対策基本法案」をまとめる。そして11月の失業対策審議会の答申（二一七七）ではいよいよ「雇用対策」が答申される。さらにすみ、失業対策審議会は雇用審議会に改編された（昭32・4・5）。

ここで、社会、技術の発展が職業訓練に直接的に及ぼす影響は、基準の変化であろう。この側面については後述する。

その他、他の省庁所管の資格取得の認定を受ける職業補導所等が資格授与の省庁より認定されていることも年表に紹介している。

(5) 学校教育との関係

職業訓練は労働問題として施策されながら、学校卒業者がその職業訓練の対象者でもあり、またその営みの形式が類似しているため、教育と対比されることが多い。経済回復に併せて進学希望も高まり、次第に高

学歴化へと進む社会に於いて、職業訓練はこの問題に直面する。

「職業訓練法」成立時の参議院の附帯決議にある（二一九三）ように、学校教育と職業訓練との関係を考えることは第三者としては自然な発想である。しかし、現実の職業訓練対策としては簡単ではない。

それは、戦後初期には両者の連携が模索されていた。先ず、職業教育並に職業指導委員会が昭和22年1月21日に第一回総会を開催したが、同委員会は文部、厚生両省の共管だった。同委員会は翌年4月30日に「職業指導員並びに相談員の養成計画」を、6月には「職業教育並びに職業指導行政機構の刷新拡充計画」を意見具申し、そして「各種工業に於ける見習い工教育計画基準案」（二一一一）を具申しした。このように、当初は両省での協力が目指されていた。

このような中で、「職業安定法」では、各種学校を公共職業補導所として認定することを明確にした（五一一一一一）。連携については「職業補導の手引き」にも明確に指示していた（五一一一一一）。これに関連して文部省は、「各種学校の取扱いについて」（五一一一一一）で職業補導所も認定した。これを受けて例えば神奈川県は（五一一一一四）により職業補導所等を各種学校に認定した。このことをより明確にして職業補導の基準である「補導事務必携」（五一一一二二）にも明記している。この後、今日に至るまで様々な委託が行われている。

しかし、この問題は「労働者教育」の概念の問題と関連し、ひいては教育―訓練の連繋の問題を困難にすることになった。

その経過は、最初に労働省が労働者教育諮問委員会を設置（三一二一）したことに始まった。この設置に文部省からの異論が出たのかは定かではないが、労働省は「者」を付けない労働教育審議会令（三一三二）を、文部省は「者」を付けた労働者教育審議会令（三一三六）を制定してその区別を図った。そして、労働省労政局と文部省社会教育局の共同通達（五一一一二五）の発出で労働、文部両省の労働者教育に関する協力を謳うことになった。しかし、このことは職業訓練に混乱をもたらした。

つまり、右の共同通達は労働者教育に関してであり、職業訓練を担当

しない労政局、技術教育を担当しない社会教育局の共同通達であるにもかかわらず、この通達が、労働、文部両省の協力よりも職業訓練と職業教育との「分担」の観念を増大させることになったのである。

具体的には、「学校教育法」の改正により、職業補導所は各種学校から除外されることになった〔五―一―三二〕。これを受けて、神奈川県は先の指定を廃止した（昭28・2・17）。学校制度の日本的整備を背景に公共職業補導との連繋は破断したと言える。

一方、技能者養成と学校教育との関係は、先ず教育刷新委員会が技能者養成工に大学進学のカレジットを与えるように建議した〔二―二三〕が、文部省はこれを受け入れなかった（佐々木輝雄、第二巻参照）。この問題は後に再発する。

労働者教育審議会の活動については不明であるが、労働省が設置した労働教育審議会は昭和26年に廃止している〔三―三八〕。ただ、設置していた労働教育課は、通達により労働教育について指示している〔五―一―三六〕。そして国民一般にも啓蒙を図った〔五―一―三八〕が、十分に浸透せず、労働組合の問題に内向した〔五―一―五八〕と言えよう。問題は、これらの「教育」に職業訓練が入らないことであった。

ところで、わが国の失業者の概念は当時は欧米とは逆で、中高年者の世帯主が主に対象であった。社会福祉が充分でなかった戦後当時は失業した世帯主は家族の為に日雇い〔五―一―一四〕に就いて家計を支えなければならなかった。しかし、子弟を高校にやれない親は「わが子だけには」の思いで、職業補導所へ通わせたと考えられる。このような実態を政策に取り込んだのが「職業補導の根本方針」〔二―四六〕であり訓練対象者を中学校卒業者に具体化させるための方策であった。逆に言えば、実的にはすでに中高年者よりも年少者が多数を占めていた〔七―二―五〕ことを応用した施策であった。

ただ、社会が発展すると、様々な境界がダブることになる。その一つが企業内の訓練生が定時制高校に通学する問題である。経済界から定時制高校に通う訓練生の学習の二重負担を除去するようにとの要望が強くなり、〔二―七一〕、労働省も通達〔五―三―四七〕で定時制に通学す

る者の教習内容の二重負担を避けるように指示した。

文部省も、「学校教育法」を改正して〔四―一―一五〕、技能者養成の一部を高校の単位と認定するようになり、技能連携制度が確立した。しかし、その理念は教育刷新委員会の建議〔二―二三〕の思想とは全く異なっていたことは明らかだった。

このように、「職業訓練は学校教育をも含む」との国際的な定義とは異なったわが国の職業訓練体系が形成されて行った。

(6) 国際的規程への対応

わが国も先進国に並ぶ為には、国際的規程の承認、またはその規定の遵守が課題となる。特に人権としての職業訓練の位置づけは「世界人権宣言」〔六―三〕と、この文化的側面を詳細に論じた「人権規約」〔66・12・16〕の規定に合致するかが問われるであろう。勿論、前者の労働権にある「失業に対する保護の権利」との条文には「職業訓練」の用語は無いが、職業訓練の意味が明確に含有されている。

これは失業しないための入職前訓練だけではなく、失業しないための技術革新に遅れない労働者への再訓練、及び、もし失業した場合のその者の再就職のための職業再訓練を含むと考えられる。このことは、後者の規約では同様に労働権で「職業の指導及び訓練に関する計画」と明確に規定されていることから類推される。

このように、職業訓練は人権としての位置づけが国際的には明確になっていると言えよう。

このような人権宣言等に対しては、「職業安定法」では「各人に、その有する能力に適当な職業に就く機会を与えること」によって、工業その他の産業に必要な労働力を充足し、以て職業の安定を図る〔四―二―一〕が明記されたことで形式を保った。しかし、「技能者養成規程」〔四―三―二〕では使用者に養成工の労働能力を高めることを明確には課していないかった。

それでも、具体的にはILOの各種勧告に遅れないような施策を追求することは先進国を目指すわが国として必至であった。

この意味では実態的にわが国の職業訓練制度は国際的水準を満たしていたであろう。また、ILOの開催する職業訓練関係の会議にも積極的に参加し、その成果を国内に普及していた。

国際労働機関の総会が、その第46回会期において、職業訓練に関して採択した勧告の「職業的訓練を与えるために学校またはその他の教育機関で提供されるすべての形態の教育に適用される。」との規定は職業訓練側からは十分に追求していたと言える。

ただ、この理念にある「すべての形態の教育に適用される」はわが国の社会通念では想定外であり、日本の行政の縦割りに縛られた形式となった。この問題は「職業訓練」の用語に関して先に紹介した“Education”の概念との相違に関わるように思われる。この点が、“Education”と「教育」的観念のわが国とは異なる発想になるのかも知れない。つまり、GHQが示した理念の面での“Education”と“Training”の関係のように進まず、今日まで解決を見ていないと言える。

ところで、新たな「職業訓練勧告」(六一七)ではそれまでの職業訓練と徒弟制度の勧告が別々であったのを統合し、更に監督者訓練を加味して新たな体系として整理している。この枠組みは、「職業訓練法」の構想に類似していた。

(7) 職業訓練制度の整備

職業訓練の体制はその時々の課題となる対象者別により検討されるが、この時期は主として戦後復興の重要性の観点からなされ、やがて経済成長をめざしての課題が意識されたと言える。最初に全体構想を見よう。

① 職業訓練の拡充計画は、公共職業補導所の場合、先ず地方長官宛に出された「五一二一六」。この予算案は閣議に提案された「二一一三」が、これは都道府県の方針に委ねたものであった。政府としても全体的な経済緊急対策の下で全国的な拡充計画を立てた「二一一二〇」。ここでは各県への総合職業補導所の設置も構想する等、その後の職業補導運営の基本方針であったと推測される。

職業安定局は職業補導事業の拡充を掲げたが、しかしながら、緊縮財政の下で、職業補導所の縮小を余儀なくせられる「五一二一一」ように、戦後の厳しい状況は続いた。そのような中でも、公共職業補導は少しづつ拡大してきた。

また、新たな総合職業補導所を都道府県の中心施設とする考え方が出され(昭31・4・1)、この運営要領「五一二一六三」が設定される。また、総合職業補導所は技能者養成の施設として認定される(四一三二九)等、将来の「職業訓練法」制定の前兆をも示していた。総合職業補導所の運営は設立された労働福祉事業団に都道府県から移管される。

一方、技能者養成施設の拡充策も練られたが、設立は民間企業の判断であり、それは特に中小企業への助成のあり方が求められた。そして「職業訓練法」の制定へと連なったのである。

② (身体)障がい者対策は公共職業補導の役割として最も速く整備が進んだが、当初は戦前の施設の継続として進んでいた。

規程としては神奈川県「厚生職業補導所」(五一二一一)が戦後最初の整備であろう。

国も、一般の職業補導所が整備されるよりも速く戦前の施設を引き継いで身体障害者職業補導所を整備した(三一二九)。

障がい者職業補導所への対策も一般の補導所よりも配慮されていた(二一五二)・(五一二二八)。

③ 失業者・転職者対策の公共職業補導は、戦災を免れた施設設計232ヶ所を改修して再発足させた。行政組織としての立ち上げも早く、昭和20年10月31日には補導課を設置した。翌年2月15日には閣議で職業補導の実施を決定している。

当時の実態をみると、月別入所の補導生は4月とは限らず「七一二一九」随時入所・随時修了の様相を呈しており、失業者発生の実態に合わせていることが分かる。

やがて、夜間職業補導が実施「五一二一五一」され、昼間は生活の糧を得るために労働しなければならない就職希望者の受講の道を拓いたが、実際は昼間に就職活動をしている失業者が受講していたのかは明らか

かではない。

学ぶ者としての立場からは職業補導生は学校の学生・生徒と同等に扱われるべきだが、旅客運賃の学割制については認められ〔五―一―三四〕ている。ただ、後に紹介する「追補導生」が除外されたのは訓練期間が明確で無いためと推測される。

④ 知識階級対策の公共職業補導は、失業者対策の一環として初期より考慮されていたが、近年のホワイトカラー対策に近い。先ず中央失業対策委員会がその対策を答申した〔二―一八〕。この後には特に知識階級として特別視した対策は管見では発見し得ていない。

⑤ 年少者・学校卒業者対策としては、技能者養成は戦前から（前期）中等学校卒業者を対象としていたので、変化は起きていない。

しかし、公共職業補導は「特需」景気を受けた産業界の活性化を背景に、対象者を失業者から新規中学校卒業者に移行するという「職業補導の根本方針」を定めた〔二―四六〕。この方針は、戦後当初より18歳以下の入所生が19歳以上よりも多かった〔七―二―一七〕という実態を応用した方針であり、産業界の要望に因應するため、と言える。

ただ、公共職業補導を管理する「職業安定法」の精神との乖離を止揚するために新たな法制が必要となり、そのために制定されたのが「職業訓練法」とも言える。そして、問題の背景として、職業訓練による能力開発の支援と、生活保障の支援との関係が問われることになった。

ちなみに、「養成訓練」の用語の初出は「港湾労働対策に関する意見」〔二―八二〕であるが、一般に広く普及することとなったのは昭和38年以降に「転職訓練」との対比で用いられたことによる。

⑥ 女性・婦人対策の公共職業補導は、やはり失業者対策の一環として早くから意識された。先ず昭和21年2月には東京に婦人職業補導所を設置した〔三―一五〕。組織としては労働省に婦人少年局を設置し独立した〔三―一七〕が、女性の職業補導所は各地に設置される。

女性の中でも母子家庭の職業生活は困難であり、労働省は特別の就職援護を指示した〔二―六三〕。

⑦ 指導者・指導員対策として戦前に設立されていた機械技術員養成

所、幹部機械工養成所は戦後は引き継がれなかった。ただ、幹部機械工養成所は施設として職業補導所に転換した。また、戦前の東京機械技術員養成所であった都立工業専門学校技術専修科の募集に対して協力を紹介している〔五―三―二〕ように、初期には関係があったようだ。ただ、後には技能者養成指導員の資格は無いとしている〔五―三―二二〕。

技能者養成では、担当する指導員の資格検定制度と、試験制度が整備され〔四―三―五〕、具体化が始まる。

公共職業補導では、通達で示していたようだが、最初に纏めた「職業補導の手引」〔五―一―一六〕に規定された。

また、事業場における監督者も生産現場における指導者であるが、次に論じる。

⑧ 在職者対策の訓練は、「職業訓練法」第二〇条に記されていたが、拡大実行されるには至らなかった。明確に位置づけられるのは昭和44年の（新）「職業訓練法」からである。

なぜなら、戦後の公共職業補導は既に明らかな様に、失業者・離職者⇨求職者対策という理念で整備されているからである。また、企業内技能者養成は欧米と異なり、わが国では新入社員員の養成であるからである。つまり、在職者訓練の業務は本来は公共職業補導の施策にも技能者養成の施策にも無かった。

このような中で、在職者訓練は特異な制度として公共職業補導との関係で次第に整備されるようになった。それは、監督者訓練として整備される。そして、その監督者に対する「追指導」が実施された〔昭26・8・25〕のが、在職者訓練の新たな形式とも言える。

ところで、在職者の職業訓練は昭和33年法では重視されなかったが、その検討は、さらに技術革新が進むと必然的に問題となり、2年後には新たな整備が模索される必然性が有ったと言える。そのために「再訓練」という用語の下に各種労働者の訓練制度を整備すべき答申〔昭35・3・24〕が出されたのである。

⑨ 訓練内容的対策は基準の教科としての施策になるが、公共職業補導の場合は通達により指示され、適宜に冊子に纏められ〔五―一―一六〕

・〔五―二―二二〕、及び『職業補導基準』（昭31年）公刊された。公共では訓練期間が次第に長期化する傾向があることがわかる。しかし、基準性のあり方に変化はない。訓練期間の長期化は、職業補導の修了生に對する「追指導」（五―二―四七）の施策としても具体化された。

公共職業補導では、社会の復興が進む中で訓練の時間と期間の延長が施策され、新たな職種の基準が整備される。そして、社会の進展と伴に新たな役割を担った総合職業補導所が設置され、多様な社会の期待に応える施設も構想された。

事業内技能者養成に関しては、教科基準の枠組みは戦前の技能者養成を引き継ぎ、「教習事項」の告示によって指示された。ただ、その基準性は、初期には養成工の保護の面から、期間は最長（3年または4年）を示し、教科内容は最低限を示していた。この基準性が大きく変更されたのは、昭和26年5月4日の「教習事項の基準改正」（四―三―一五）である。この告示で教習内容が事業主による裁量に任せられるようになった。また、坑内労働を伴う技能者養成は、「労働基準法」の改正で容認された（四―三―一八）。このように訓練職種の拡大が進んだ。

特に付言しておくべきことは、「職業訓練法施行規則」（四―五―四）別表二の「専門課程」の基準は一年制で示されていることである。また、企業内訓練の別表第三は、従来の技能者養成の教習事項のままであった。訓練基準は翌年に全面改正され、「専門課程」は二年制となった。この時、第三表の企業内訓練の基準も公共職業訓練と同様の教科枠組みに統一され改正されたので、訓練法下の基準研究のためには昭和34年の改正基準以降を見なければならぬ。

訓練内容に関してはテキストが重要な教材になるが、戦後を反映して公共職業補導の「公民」の教科書が最初に公刊された（昭23・7・15）。本テキストは有名な研究者により編集されていることが注目される。ただ、次の改訂版からは新たな基準で作成され、編者も変わっている（昭30・4）。以後、各職種専門の教科書が発行される（年表参照）が、しかしながら、総てのテキストの発行には届かず、代用教科書の指定（五―二―七二）等でまかなった。

技能者養成用としては、審議会での編集方針の議論が昭和25年1月23日に始まり、昭和28年3月31日より刊行が始まったようである。また、指導員用としては「技能者養成指導員指導書」の刊行が昭和25年12月31日に始まった。

⑩ 指導方法的対策は学科指導と実技指導では全く異なり、実技指導の研究が少ない事による困難性がある。

実習の指導方法としては明確に統一した方法は無かったようだが、「技能者養成指導員指導書」は学科・知識と関連付けて指導することが指示されていた（『戦後』）。

また、公共職業補導では「作業指導票の作成利用について」（五―二―六七）が指示された。この実習の指導は、TWIの進展と伴にこれをモデルとして公共職業補導でも応用したと推測される。

なお、実習には災害が起こりうるが、補償のありかた（五―二―四〇）で指示された。

訓練の年間スケジュールの立案については「事業計画」として指示された（五―二―六二）。

⑪ 生活指導は、職業生活の指導であるが、最初に兵庫県の補導所が作業との関係について論じた（昭24・12・1）。労働省も昭和26年に公民科との関係でその重要性和指導のあり方として「明朗で自律的な生活をなし得るよう指導すべきである」と指示している（五―二―二五）。

技能者養成では、昭和26年に「技能者養成促進指導実施要目」を定め（五―三―二八）、「円満な人格を備えた労働者を輩出する」ためとしてその方針を示した。また、昭和29年には新たに「技能者養成教習指導要領」を出し（五―三―四三）、より詳細な指針を示している。

⑫ 技能検定は、職業訓練の制度が整備されると、実質的な訓練成果の評価が課題となり、その方策として検討される。それは訓練修了者の職業資格としての機能を持つからである。

公共職業補導では既に昭和24年10月1日に敦賀建築補導所が『労働市場弘報』で問題提起をし、昭和28年12月16日に「技能検定実施要領」が通達された。そして、翌年2月から全国的に実施しているようだ（七―

二一五」。

技能者養成では建築部会が昭和25年2月6日に実施について審議したのを皮切りに他の部会も審議し、昭和27年12月5日に問題の調査を労働省は実施した〔五―三―三八〕。ただ、その規則は検討されたが、交付されることはなかった〔四―三―二〇〕。この理由は原資料に添付されていず、明らかではない。

技能検定は次の「職業訓練法」の重要な一翼を担うことになる。

以上のように、職業訓練に関する様々な方法も「職業訓練法」の制定までには大枠が整っていたようである。

三、「職業訓練法」制定への動きと模索

右のような様々な動向が絡みながら、公共職業補導と技能者養成の統合化という課題が発生し、「職業訓練法」制定への準備が進んでいく。

公共職業補導と技能者養成との連繋意識の端緒は明確ではないが、昭和23年8月28日の両行政の連繋が認識されたことによるのかも知れない。

それは、公共職業補導の訓練期間の長期化、入所者の中学校卒業生への転換により、公共職業補導と技能者養成との類似性が表面化することによって具体化してきた。先に紹介した「職業補導の根本方針」による公共職業補導の実態と法令との乖離の解消も必要だった。

やはり、その実質的な背景は「特需」ブームの到来による景気の回復により戦後の混乱が収束し、公共、企業内訓練とも職業訓練の体制が整い、併せて起きた産業界からの要請が大きな要因であろう。

公共職業補導と技能者養成制度との連繋の最初の施策は公共職業補導所修了生に対する取扱いだった〔五―三―三四〕。これはさらに進んで、両者の提携協力が指示された〔五―三―四四〕。しかし、ここまでは職業訓練全体としての体系化とまではいかなかった。

他面、先に述べたように、「Training」の言葉で両者の同義化が進んでいた。それぞれの営みがいずれも「Vocational Training」とする言葉の共通認識は統合化の大きな流れを推進したと推測される。このような流

れで、技能者養成も「技能訓練」との認識を示していた〔昭26・6〕。そのような両者の施策の意図が近づき、制度体系としても共通認識が図示化され〔二―五七〕、体系化が進んできた。

周知のように、経済成長が進むと進学率が高まる。中学卒者も就職者より高校進学者が増える。高校に進学できなかった中学卒者が学習意欲が無いわけではなく、高校と類似の企業内養成所・訓練所、又は公共職業補導所・訓練所を目指す者が出る。募集の対象者は企業内訓練は戦前より新制中学校卒業の年代であり問題ないが、公共職業補導では失業者よりも若年者・中学卒業者が大半になっていた〔七―二―七〕。

当時、高校進学率は向上しつつあり、公共職業補導においても4月入所生が85%であり、19歳以下の受講者が大半であった。これらは新規中学校卒業者であったと推測される。このように、公共職業訓練においても企業内の技能者養成と同様に中卒者が対象となっていた。

そのような中で注目される主張として、日本教職員組合が、教育研究集会の報告書で職業補導所への入所の推奨〔昭32・10・31〕や、技能者養成所の整備拡充〔昭33・6・30〕を提言していたことがある。残念ながらこのような主張は「職業訓練法」制定後は日教組からも教育界からも出ず、むしろ職業訓練への忌避〔批判〕が強まった。

ところで、労働組合をはじめとして世は「高校全入」が「正論」として強まる機運にあった。このような下で、中央産業教育審議会は、中堅産業人の養成についての建議〔昭32・11・22〕で、学校教育と産業界との連繋等を建議した。

ただ、右の建議について問題の背景を考察すれば、受講生が同じ高等学校と職業訓練との差別化の追求は法体系上必須であったはずである。すなわち、それは国会でも要望された〔二―九三〕「学校教育との、重複を避ける」ことの実体化であろう。

このような新たな問題の創出は、「職業訓練法」審議室長であった渋谷に、その打開案を法文に表そうと呻吟させたと推測される。その学校教育との「重複を避け」という差別化は、職業補導〔四―二―一〕にも技能者養成〔四―三―二〕にも規定されていた、臨時職業訓練審議会

の答申〔二一八八〕にもあつた「知識」を「職業訓練法」案の目的から削除して、「必要な技能を習得させ」ること〔四一五一〕として技能のみを強調したことに現れている。

しかし、このように法の目的で知識を削除しても職業訓練の総てから知識を排除した訳ではなく、基準には規定していた〔四一五一四〕が、職業訓練のイメージとして大きな変化を表明した意味が有つた。ただ、「工業」系職種を重視しようとした「職業訓練法」であれば「知識」の目的からの削除は大きな問題であつた。

元来、義務教育、中学校以上の総ての学校制度修了者を受講者にするのが職業訓練であるが、「職業訓練法」を準備した渋谷もこの点の整理が充分ではなかつた。いや、職業訓練と学校教育との体系については職業安定局は既に表していた〔二一五五〕が、「職業訓練法」の法文にはそのままには規定できなかつたのである。そのためか、渋谷が『解説』に記した体系図では労働者、監督者及び管理者の区分を学歴別に捉えており、多様な夫々の職業訓練の実施時期が分かりづらい。公共職業訓練は失業者が重要な受講対象者である。しかし、渋谷が示した図では、公共職業訓練は中学校卒業者のみが進む図になっている。

失業者には学歴に関係なく誰もがなり得るし、現に高学歴者も受講している。例えば「知識階級労働者の職業補導」〔二一八〕とは簡単に言えば大卒者の職業訓練であつた。今日でも、訓練受講者は義務教育修了者以上としているのは当然である。職業訓練と学校との差別化のため、「知識」を忌避したことは「職業訓練法」の一つの大きな新たな問題となつた。

この様なことが渋谷が「関係各省間との事務の調整はなかなかの難事であつて、時には法案の作成すら絶望かと思われるような事態にも際会した。」と述懐している背景だったのであろう。「学校教育との重複を避け」る規定は職業訓練界にとつては極めて困難な課題であつた。

職業訓練の社会からの認識の問題は科学技術庁から「職業訓練法」の要である技能検定に疑義が表明された〔二一八七〕ことにも現れていた。このことは、当時のわが国の労働組合の連合体が技能検定に反対し、ひ

いては「職業訓練法」制定の反対にも連なることもあり、極めて煩わしい問題であつた。

ドイツのような職業訓練制度を意識しながら、全く理念が乖離している下で、職業訓練と学校教育との関連がドイツとは全く異なる「職業訓練法」が整備されたと言える。

ただ、わが国の労働組合が職業訓練には消極的であつた中で、土建総連がより積極的な法案を要望した〔昭33・2〕ことが、例外として注目される。

一方の技能者養成を担当する行政側も、「技能訓練」との言葉〔昭和26・6〕を“Training”の概念に近づけていた。とは言え、技能者養成審議会は当初は単独法の制定を主張していた〔二一五九〕。

類似の要請は日本商工会議所も生産性向上のために要望〔昭30・9・21〕し、土建総連も検討を始め〔昭31・10・22〕、続いて全国共同技能者養成協議会が単独法を要請した〔昭31・11・30〕。引きつづき、日本社会党も同様な提案を発表した〔昭31・12〕。そして、職業訓練審議室が設置され〔昭32・1・17〕、職業訓練の体系化が示される〔二一八六〕。

このように、政策として「職業訓練法」制定に動く中、技能者養成審議会も職業訓練についての審議を開始した〔昭32年12月4日〕。

そして、臨時職業訓練制度審議会が設置〔昭32・8・27〕され、「職業訓練制度の確立について」〔二一八八〕の答申となり「職業訓練法」の制定となつたのである。

「職業訓練法」は、渋谷が述べるように技能者不足に対処すること、技術革新に対応する技能水準の向上、中小企業対策としての技能訓練の強化という三つの課題をもって検討・制定された。このことと学校制度との関係について氏が解説した図はそぐわない趣があつたが、職業訓練は学校教育とは異なる事を明確にした図だったのかも知れない。

因みに、『近代日本総合年表』では一九六九年〔昭44・7・18〕に「職業訓練法公布」としているが、これは昭和33年の「職業訓練法」を廃止して新たに制定した新「職業訓練法」である。

補、職業訓練の課題

本資料集により、職業訓練が戦後復興に果たした意義と共に、国民に期待されてきたことが理解できると思われる。職業訓練を受講しての感謝の言葉が今日のネットにも見受けられるのはそのためであろう。今日では職業訓練は国民に根づいていてと考えられる。

しかし、全体的な実情は異なるようだ。令和4年10月7日に読売新聞オンラインが紹介した、愛媛労働局作成のPR動画「公的職業訓練 知って」とのタイトルが示しているように、職業訓練は国民全体には滲透していないようである。これらのことは、職業訓練を受講した人たちの意識では肯定的ではあっても、一般的には受容的では無く、寧ろ認識されていないのかも知れないと思われる。

職業訓練への国民の無関心が醸成されるのは、職業訓練が理解困難なためであろう。簡単に言えば、職業訓練とは学校を終えた人（新規学校卒業者という意味ではなく、在職者も離職者、失業者も含む総ての人である）が仕事に関して学ぶ制度であるが、この単純な事が、名称をはじめ職業訓練の対象者や受講条件等により、「複雑怪奇」の印象を与えているためと思われる。

このような国民の職業訓練への疑心という観念を溶解できるように、本資料集は戦後の此の時期の職業訓練の実情を俯瞰的、総合的に分析できるこれまでに無い史資料を提供していると考えている。それは、社会学、経済学、そして教育学によって捉えられた、それらの学問の補完的な職業訓練ではなく、働く人の、あるいは働くことを希望する人の生きること、働くこと、そして学ぶことを三位一体的に捉える職業訓練のアイデンティティーが存在することを認識できると言えるからである。端的に言えば、職業訓練の戦後日本史に於ける位置づけであり、その意義を再検討できる資料集になっていると考える。

その先に、佐々木教授が構想した「職業訓練学」形成の研究が進むものと言えよう。このことは、GHQが『労働課便覧』において、職業訓練が労働、教育に関する国民の権利を完結すると指摘していたことに通じると考えるとところである。そして、岩手県が「労働文化」として職業

補導が起点にあるとしたことに止まらず、職業訓練の論が文化の一領域として確立されるはずである。

この様な課題に応える素材を本資料集は包含し得ていると確信するものである。各位のご活用と共に、ご講評をお願いするところである。

参考文献（凡例の出典文献に掲げていない文献）

- 大河内一男・金子美雄・有泉享・藻利重隆編『職業訓練』、有斐閣、一九六七年。
- 『神奈川県教育史 一九四五～一九七二 資料編（上）』、神奈川県立総合教育センターウェブ、二〇二二年。
- 佐々木輝雄「職業訓練の資料研究について―『職業訓練学』の形成をめざして―」、『第二一回職業訓練大学校研究発表講演会要旨集』、昭和58年。
- 佐々木輝雄職業教育論集、第二巻『学校の職業教育』、第三巻『職業訓練の課題』、多摩出版、昭和62年。
- 隅谷三喜男・古賀比呂志編『職業訓練発展史（戦後編）』、日本労働協会、昭和53年。
- 田中萬年『職業訓練原理』、職業訓練教材研究会、二〇〇六年。
- 田中萬年『働くための学習』、学文社、二〇〇七年。
- 田中萬年『「職業教育」はなぜ根づかないのか』、明石書店、二〇一三年。
- 田中萬年「混沌の戦後職業訓練法制」、『龍谷法学』第51巻第3号、龍谷大学法学会、二〇一九年。
- 田中萬年「"Education"は『教育』に非ず!」、語彙・辞書研究会第63回研究発表会資料集、二〇二二年。
- 村上有慶『技能連携制度の研究』職業訓練大学校調査研究資料第7号、昭和47年度。

上巻資料目次

第I編 GHQ勸告・「日本国憲法」関連資料編	1
一 一 五大改革を指令（マッカーサー、幣原首相に）	二 一 三
一 二 第一次案（憲法研究会）	二 一 四
一 三 職業政策二関スル件	二 一 五
一 四 第二次案（憲法研究会）	二 一 六
一 五 第三次案（憲法研究会）	二 一 七
一 六 憲法草案要綱（憲法研究会）	二 一 八
一 七 憲法改正案（政府乙案）	二 一 九
一 八 CONSTITUTION OF JAPAN（マッカーサー草案）	二 二 〇
一 九 マッカーサー草案政府訳	二 二 一
二 〇 憲法改正草案要綱	二 二 二
二 一 米国教育使節団報告書	二 二 三
二 二 憲法改正草案	二 二 四
二 三 日本公共事業計画原則	二 二 五
二 四 帝国憲法改正案	二 二 六
二 五 労働諮問委員会最終報告書	二 二 七
二 六 日本国憲法	二 二 八
二 七 FUNDAMENTAL LAW OF EDUCATION（「教育基本法」GHQ訳）	二 二 九
二 八 日本職業紹介制度に対する労働諮問委員会の勧告	二 三 〇
二 九 職業安定法国会通過に際しての声明	二 三 一
三 〇 労使協議会雇用部会	二 三 二
三 一 Labor Division Manual（GHQ『労働課便覧』）	二 三 三
三 二 一九五〇年における日本の労働情勢（GHQ労働課長のILO報告）	二 三 四
第II編 閣議・次官会議決定、審議会答申、民間団体建議編	33
二 一 厚生大臣要望事項	二 一 一
二 二 失業対策トシテ急速措置スベキ事項ニ関スル意見	二 一 二
二 三 緊急就業対策要綱	二 一 三
二 四 人口と失業対策について	二 一 四
二 五 定着地ニ於ケル海外引揚者援護要綱	二 一 五
二 六 定着地に於ける海外引揚者援護要綱時間会議決定に関する件	二 一 六
二 七 公共事業の実施に関する件（次官会議）	二 一 七
二 八 知識階級失業者救済のための具体的方策	二 一 八
二 九 公共事業実施に関する件（閣議）	二 一 九
三 〇 労働条件の基準に関する法律案	二 二 〇
三 一 公共事業処理要綱	二 二 一
三 二 失業対策の概要	二 二 二
三 三 職業補導施設費補助	二 二 三
三 四 公共事業に失業者を優先雇傭するの件	二 二 四
三 五 労働基準法の説明	二 二 五
三 六 労働基準法の説明	二 二 六
三 七 中小工業振興大作要綱に対する意見	二 二 七
三 八 経済緊急対策	二 二 八
三 九 労働省設置要領	二 二 九
四 〇 職業補導施設の拡充に関する事項	三 〇
四 一 各種工業に於ける見習い工教育計画基準案	三 一
四 二 職業安定法の提案理由	三 二
四 三 労働者に対する社会教育について	三 三
四 四 国際労働機関への復帰について	三 四
四 五 国際労働機関への復帰について	三 五
四 六 生産的職場開発による雇用拡大並びに技能再訓練等による失業緩和方策	三 六
四 七 目下予想される失業情勢に対処すべき失業対策に関する答申	三 七
四 八 現下の失業情勢に対処すべき失業対策に関する件	三 八
四 九 行政整理及び失業対策について	三 九

- 二一三〇 行政整理による離職者に対する失業対策
- 二一三一 職業教育振興方策
- 二一三二 失業対策としてとるべき当面の方策について意見を求める
- 二一三三 答申第一号（失業対策審議会）
- 二一三四 建議（中央職業安定審議会）
- 二一三五 失業対策に関する意見（日経連）
- 二一三六 職業補導事業の拡充
- 二一三七 新労務管理に関する見解
- 二一三八 答申第二号（失業対策審議会）
- 二一三九 職業教育法の制定方要望
- 二一四〇 化成関係技能職種追加指定について
- 二一四一 地方別業種別経営者団体の労働関係法令改正意見
- 二一四二 労働関係法令の再検討
- 二一四三 行政の改革に関する件
- 二一四四 労働基準法改正について
- 二一四五 労働基準行政に関する業界の実情並びに意見調査
- 二一四六 経済興隆策を中心とする職業補導事業の転換
- 二一四七 技能行政の運営について
- 二一四八 技能者養成制度改正に関する意見
- 二一四九 技能行政運営上の各問題点の審議事項
- 二一五〇 経営者団体の行政官庁へ技能者養成制度に関して意見具申
- 二一五一 労働基準法の一部を改正する法律案
- 二一五二 身体障害者職業更生援護対策要綱
- 二一五三 技能行政の運営について
- 二一五四 官庁公共企業体地方公共団体等における身体障害者雇用促進に関する件
- 二一五五 国際労働機関主催アジア地域における公務員の職業訓練講習会に関する説明
- 二一五六 労働基準法改正意見書
- 二一五七 職業訓練の現況と問題点
- 二一五八 技能者養成規程改正案要綱
- 二一五九 技能者養成規程改正に関する答申
- 二一六〇 公共事業による失業者吸収措置の強化について
- 二一六一 当面の雇用、失業対策に関する意見書
- 二一六二 炭鉱失業者緊急対策としての鉱害復旧事業の繰り上げ追加施行について
- 二一六三 孤児・母子家庭児童等の就職援護に関する実施対策要綱
- 二一六四 技能者共同養成機関の助成方に関する要望
- 二一六五 技能者養成教育の振興に関する意見
- 二一六六 技能者養成機関の助成に関する要望
- 二一六七 答申第四号（失業対策審議会）
- 二一六八 石炭鉱業の合理化に伴う失業対策について
- 二一六九 特需等対策連絡会議の設置について
- 二一七〇 経済自立五ヶ年計画
- 二一七一 一定制高等学校に学ぶ青少年の教育保護福祉対策要綱
- 二一七二 特需の減少及び駐留軍、国連軍の引揚に伴う対策について
- 二一七三 国連軍引揚に伴う対策について（呉地区）
- 二一七四 石炭鉱業の合理化に伴う失業対策について
- 二一七五 身体障害者の職業更生に関する意見
- 二一七六 新時代の要請に対応する技術教育に関する意見
- 二一七七 答申第六号（失業対策審議会）
- 二一七八 技能者養成振興に関する意見
- 二一七九 石炭鉱業、塩素、国連軍関係失業者多発地域対策について
- 二一八〇 失業者多発地域対策について
- 二一八一 勤労青少年教育対策要綱
- 二一八二 港湾労働対策に関する意見
- 二一八三 技能教育国内使節団報告書
- 二一八四 最近の産業経済及び雇用の情勢に対処する職業訓練制度の確立について
- 二一八五 駐留軍撤退に伴う離職者の対策について
- 二一八六 職業訓練の現況と問題点
- 二一八七 職業訓練要綱案に対する意見
- 二一八八 第一号答申（雇用審議会）

- 二一八九 職業訓練制度の確立について
- 二一九〇 職業訓練法案提案理由
- 二一九一 職業訓練法衆議院修正案
- 二一九二・二一九四 失業者多発地域対策について
- 二一九三 職業訓練法参議院附帯決議
- 二一九五 勤労青少年教育の振興方策について
- 二一九六 「駐留軍撤退に伴う離職者の対策について」の取扱い等について

第三編 行政組織編

.....

137

- 三一一 厚生省分課規程中改正
- 三一二 厚生省官制中改正
- 三一三 厚生省分課規程中改正
- 三一四 失業対策委員会官制
- 三一五 職業補導所ノ名称及位置
- 三一六 厚生省分課規程中改正
- 三一七 労働省設置要領
- 三一八 厚生省分課規程中改正
- 三一九 厚生省分課規程中改正
- 三二〇 厚生省分課規程中改正
- 三二一 公共職業安定所官制
- 三二二 厚生省分課規程中改正
- 三二三 厚生省官制中改正
- 三二四 都道府県労働基準局管制
- 三二五 厚生省分課規程中改正
- 三二六 労働省設置準備委員会規程
- 三二七 労働省設置法
- 三二八 労働省設置法施行令
- 三二九 労働基準監督機関官制
- 三三〇 労働省分課規程
- 三三一 労働者教育諮問委員会設置要綱

- 三一二 厚生省分課規程中改正
- 三二三 技能者養成委員会官制
- 三二四 労働省分課規程中改正
- 三二五 労働省設置法施行令
- 三二六 職業安定組織における監察に関する件
- 三二七 厚生省分課規程中改正
- 三二八 労働省分課規程中改正
- 三二九 身体障害者公共職業補導所設置
- 三三〇 職業安定連絡委員会令
- 三三一 労働省設置法改正
- 三三二 労働教育審議会令
- 三三三 労働省設置に伴う関係省庁の整理に関する省令
- 三三四 労働省組織規程
- 三三五 労働省組織規程中改正
- 三三六 労働者教育審議会令
- 三三七 労働省組織規程中改正
- 三三八 労働省設置法一部改正
- 三三九 労働省組織規程中改正
- 三四〇 失業対策審議会令
- 三四一 公共職業補導所設置(兵庫)
- 三四二 労働省組織規程中改正
- 三四三 労働省設置法改正
- 三四四 労働省組織令
- 三四五 労働省組織規程
- 三四六 総合職業補導所を設置(啓成会)
- 三四七 共同作業所の設置
- 三四八 労働省組織規程の一部を改正する省令
- 三四九 総合職業補導所、共同作業所の設置
- 三五〇 失業保険施設設置の一部を改正する告示
- 三五一 労働省組織令の一部を改正する政令

- 三―五二 失業保険法中改正
- 三―五三 失業保険福祉施設の設置
- 三―五四 労働省組織令の一部を改正する政令
- 三―五五 労働福祉事業団法
- 三―五六 労働福祉事業団法に基く非常勤職員の指定に関し決定
- 三―五七 労働福祉事業団法施行令
- 三―五八 労働福祉事業団監理官監督規程
- 三―五九 労働福祉事業団が管理する福祉施設を定める件
- 三―六〇 労働福祉事業団が管理する失業保険施設を定める政令中改正
- 三―六一 労働福祉事業団が管理する失業保険施設を定める政令中改正
- 三―六二 労働省設置法一部改正
- 三―六三 労働省組織令の一部を改正する政令
- 三―六四 労働省組織規程中改正
- 三―六五 労働福祉事業団法施行規則一部改正

第IV編 法令編

IV 1部 一般労務・職業指導関係

- 四―一一一 勤労配置規則
- 四―一一二 職業紹介業務規程
- 四―一一三 現下ノ経済危機ニ対処シ就業対策ニ付必要ナル措置ヲ講ゼントスルニ際シ健全ナル職業ノ確保ニ万遺憾ナキヲ期待方
- 四―一一四 教育基本法
- 四―一一五 労働省新設に伴う訓令
- 四―一一六 女子年少者労働基準規則
- 四―一一七 失業保険特別会計法
- 四―一一八 職業紹介法施行令等を廃止する政令
- 四―一一九 職業安定法施行規則中改正
- 四―一二〇 身体障害者福祉法
- 四―一二一 労働基準監察監督官規程中改正
- 四―一二二 職業安定法施行規則の一部を改正する省令

- 四―一一三 職業安定法施行規則の一部改正
- 四―一一四 失業保険法一部改正
- 四―一一五 学校教育法の一部改正

IV 2部 公共職業補導関係

- 四―一二一 職業安定法
- 四―一二二 職業安定法施行規則
- 四―一二三 職業安定法中改正
- 四―一二四 職業安定法一部改正
- 四―一二五 職業安定法施行規則一部改正

IV 3部 技能者養成関係

- 四―一三一 労働基準法
- 四―一三二 技能者養成規程
- 四―一三三 技能者養成規程中改正
- 四―一三四 技能者養成規程に基き教習事項に関する件
- 四―一三五 技能者養成規程中改正
- 四―一三七 技能者養成規程中改正
- 四―一三八 技能者養成規程第一三条の規定に基く教習事項に関する件中改正
- 四―一三九 技能者養成指導員資格検定期中改正
- 四―一四〇 技能者養成指導員資格検定の手数料に関する件中改正
- 四―一四一 技能養成指導官規程
- 四―一四二 技能者養成規程中改正
- 四―一四三 技能者養成指導員資格検定期中改正
- 四―一四四 技能者養成指導員資格認定基準
- 四―一四五 技能者養成規程に基き、教習事項の基準
- 四―一四六 技能者養成指導員資格検定期規則
- 四―一四七 教習事項の一部改正
- 四―一四八 労働基準法の一部を改正する法律
- 四―一四九 技能者養成規程中改正
- 四―一五〇 技能習得者の技能検定の方法に関する規則(案)、技能習得者技能検定実施要綱

四―三―二一	技能者養成規程中改正	
四―三―二二	技能者養成規程第一三条の規定に基づく教習事項に関する件中改正	
四―三―二三	技能者共同養成費補助金交付規程	
四―三―二四	技能者養成規程の全部改正	
四―三―二五	技能者養成指導員免許証の交付及び再交付並びに技能者養成指導員の検定の手数料に関する省令	
四―三―二六	技能者養成規程第一四条の規定に基づき、教習事項の基準を定める件	
四―三―二七	技能者養成指導員の検定の学科及び実技の規程	
四―三―二八	技能者共同養成費補助金交付規程改正	
四―三―二九	技能者養成規程の施設の指定	
四―三―三〇	労働基準法一部改正	
IV 4 部	監督者訓練関係
四―四―一	職場補導員規程	
四―四―二	職業安定法施行規則中改正	
四―四―三	職業安定法施行規則中改正	
四―四―四	職業安定法施行規則中改正	
IV 5 部	「職業訓練法」関係
四―五―一	職業訓練法	
四―五―二	職業訓練法の施行期日を定める政令	
四―五―三	職業訓練法施行令	
四―五―四	職業訓練法施行規則	
四―五―五	国が設置する身体障害者職業訓練所	
四―五―六	職業訓練指導官規程	

304

298